

[特集]

権利としての障害者スポーツ

特集にあたって

山中 冴子

2020年東京オリンピック・パラリンピックまで1年を切った。オリンピック・パラリンピックはスポーツと平和の祭典である一方、予算の大幅な膨張、8月の尋常ではない暑さへの懸念、「おもてなし」の名のもとで「強制」ともとれるボランティアの獲得など、様々な問題が指摘されている。加えて、事が進む中での手続きの不透明さもあり、オリンピック・パラリンピックの存在意義が問われる事態ともなっている。一方、学習指導要領では体育をオリンピック・パラリンピックなどに関連させることが明記され、実践においてパラリンピック種目が組み込まれるなど、学校体育への影響も小さくない。オリンピック・パラリンピックはもちろん、障害者スポーツや障害児体育にどう向き合うのか、今改めて問われていると言えるだろう。

このような状況を鑑み、本号では障害者スポーツを特集することとした。障害者スポーツや障害児体育の先行研究にはこれまでの蓄積があるが、本号ではスポーツを権利論の観点から捉えることを基本姿勢とした。例えば、障害者権利条約第30条では、障害者が他の者との平等のもとにスポーツに参加できるようにすることや、そのための環境整備が求められている。また、スポーツ振興法に代わって2011年に制定されたスポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」こと、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」ことが前文にて述べられている。今日、スポーツに対する関心が高まっているからこそ、スポーツを権利と捉えた上で、オリンピック・パラリンピッ

クの動向を念頭に、障害者のスポーツ及び障害児体育を総合的に考察することが重要と考えた。

まず内海論文では、オリンピック・パラリンピックの歴史を紐解きつつ、現代的意義と課題が整理されている。この国際的な一大イベントがこれまで何をもたらしてきたのか。また、現在指摘される問題に関わる背景についても述べられている。

安倍論文では、障害者スポーツをめぐる概念の整理がなされるとともに、障害者スポーツ振興における課題が指摘されている。また、権利としての障害者スポーツを実現する上での今後の研究の方向性も合わせて提示されている。

大宮論文では、障害児体育のあり方について考察されている。スポーツ文化を主体的に創り上げる存在として障害のある児童生徒を捉えた取り組みについて、豊かな実践経験を踏まえて述べられている。

実践報告及び報告は、知的障害児の体育実践（萬福報告）、肢体不自由のある生徒及び青年たちのスポーツ実践（吉田報告）、京都の障害者スポーツ振興の取り組み（中村報告）、そして、視覚障害マラソンランナーとしての思い（清水報告）と、実に多岐にわたった内容となっている。取り組みの内容、年齢、障害種別、地域こそ違いが、いずれも、障害児者はスポーツに参加する主体であるとともに、スポーツ文化を創造する主体であることが明確にされている。

今回の特集が、障害者スポーツや障害児体育をめぐる丁寧な議論と豊かな実践の創造に寄与することを期待する。

（やまなか さえこ 埼玉大学）